

日本銀行代理店の 廃止・集約のお知らせ

福岡法務局柳川支局において取り扱う供託物の納付先(取扱店)が次のとおり変更となります。

現在の取扱店：日本銀行柳川代理店
(福岡銀行柳川支店内)

取扱店変更日：令和4年9月1日(木)

新たな取扱店：日本銀行久留米代理店(供託金・供託振替国債)
(福岡銀行久留米営業部内：久留米市日吉町16-18)
日本銀行福岡支店(供託有価証券)
(福岡市中央区天神4-2-1)

※ 変更日以降の供託金の納付は、日本銀行久留米代理店での手続となりますので、ご注意ください。

- ✓ 金銭の供託については、供託所(法務局)及び日本銀行(取扱店)に行かずに、「オンラインによる申請」をすることができます。
- ✓ 日本銀行(取扱店)に行かずに「電子納付(ペイジー)」で供託金を納付することもできます。

福岡法務局柳川支局(電話：0944-72-2640)

日本銀行柳川代理店の廃止・集約に伴う 供託事務の取扱いに関するQ&A集

- Q 1 福岡法務局柳川支局における供託について、供託金の納付先が変更されると聞きましたが、いつから変更されますか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- Q 2 今まで日本銀行柳川代理店（福岡銀行柳川支店）に納付していた供託金は、令和4年9月1日（木）からどこに納付することになりますか。・・・・・・・・ 1
- Q 3 供託金は、福岡銀行柳川支店にある日本銀行柳川代理店では納付できなくなるのですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- Q 4 日本銀行久留米代理店（福岡銀行久留米営業部）は遠方のため、供託金を福岡法務局柳川支局付近で納付することはできませんか。・・・・・・・・ 1
- Q 5 オンラインによる供託申請の方法を教えてください。・・・・・・・・ 1
- Q 6 電子納付の方法を教えてください。・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- Q 7 供託金の納付額がATMの利用上限額（各金融機関にお尋ねください）を超える場合は、どうすればいいですか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- Q 8 令和4年9月1日（木）以降、供託申請当日中に供託書正本を受領したい場合は、どのような納付手続をとればよいですか。・・・・・・・・ 2
- Q 9 供託有価証券の取扱いは、どうなりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- Q10 振込方式による供託金納付について、何か変更がありますか。・・・・・・・・ 2
- Q11 福岡銀行柳川支店にある日本銀行柳川代理店での小切手の換金は、いつまで可能ですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

Q 1 福岡法務局柳川支局における供託について、供託金の納付先が変更されると聞きましたが、いつから変更されますか。

A 日本銀行の代理店集約・廃止に伴い、令和4年9月1日(木)から福岡銀行久留米営業部内にある日本銀行久留米代理店へ変更されます。

Q 2 今まで日本銀行柳川代理店(福岡銀行柳川支店)に納付していた供託金は、令和4年9月1日(木)からどこに納付することになりますか。

A 福岡銀行久留米営業部内にある日本銀行久留米代理店に納付することになります。

Q 3 供託金は、福岡銀行柳川支店にある日本銀行柳川代理店では納付できなくなるのですか。

A 令和4年9月1日(木)以降は、福岡銀行久留米営業部内にある日本銀行久留米代理店でしか納付できません。

Q 4 日本銀行久留米代理店(福岡銀行久留米営業部)は遠方のため、供託金を福岡法務局柳川支局付近で納付することはできませんか。

A 以下の①又は②の方法が可能です。

①「振込」方式により納付する方法

近隣の金融機関から銀行振込で納付することができます。別途振込手数料が必要となります。

②「電子納付」により納付する方法

「ゆうちょ銀行ATM」などの金融機関の「ペイジー」対応ATMで、「電子納付(ペイジー)」を利用して納付する方法があります。手数料は無料です。

「振込」又は「電子納付」による供託申請の場合は、申請の際にその旨を係員へお申し出ください。供託書正本は、「振込」又は「電子納付」による入金を確認できてからのお渡しとなります。

Q 5 オンラインによる供託申請の方法を教えてください。

A 供託の手続は、インターネットを利用する方法でもできます。

インターネットによる申請方法は、「供託かんたん申請」と「申請用総合ソフト」の2通りあります(複雑な供託でなければ、「供託かんたん申請」が簡便です)。

詳しくは、「供託ねっと」で検索いただくか、法務局の窓口でお尋ねください。

Q 6 電子納付の方法を教えてください。

A 郵便局にある「ゆうちょ銀行ATM」など、金融機関の「ペイジー」対応ATMで納付できます。この場合の手数料は原則無料です。ただし、ATMには利用上限額がありますので、各金融機関に上限額をご確認ください。

Q 7 供託金の納付額がATMの利用上限額(各金融機関にお尋ねください)を超える場合は、どうすればいいですか。

A 令和4年9月1日(木)以降は、供託官口座へ振り込むことにより納付する方法(振込方式)、又は、福岡銀行久留米営業部内にある日本銀行久留米代理店で直接納付する方法のいずれかの方法により納付していただくことになります。なお、振込方式の場合は別途振込手数料が掛かります。

Q 8 令和4年9月1日(木)以降、供託申請当日中に供託書正本を受領したい場合は、どのような納付手続をとればよいですか。

A 法務局での受理決定後、①午後3時までに福岡銀行久留米営業部内にある日本銀行久留米代理店で直接納付するか、②供託官口座への振込、又は③ATMによる電子納付(利用上限額に注意)後に再度法務局に出向き供託書正本を受領するかのいずれかの方法になります(①については、法務局へ再度出向く必要はありません。)

Q 9 供託有価証券の取扱いは、どうなりますか。

A 令和4年9月1日(木)以降は、日本銀行福岡支店で寄託し、又は、受け取ることになります。

Q 10 振込方式による供託金納付について、何か変更がありますか。

A 変更ありません。

Q 11 福岡銀行柳川支店にある日本銀行柳川代理店での小切手の換金は、いつまで可能ですか。

A 令和4年8月31日(水)午後3時までとなります。